

岐阜県教販通信

No.0026

GIKYO HAN TIMES

2023 年3月発行

教員給与特別措置法（給特法）の見直し

当社は岐阜県の全小中高校に100年以上教科書を供給し続けてきまして2021年度に、「スクーライブラリー」進呈させて頂きました。電子図書によって新しい読書の機会を与えることで深い学びにつながる一助となればと思います。本年度は県教委の後援の下7月20日～23日まで児童図書展示会を当社で行います。2万点にも及ぶ児童図書からの選書は圧巻です。学校図書館の充実に役立つものと考えておりますのでご参加のほう何卒宜しくお願い致します。



寺脇 研 氏

寺脇 研(てらわき けん、1952年～)元文部官僚。星槎大学大学院教育学研究科客員教授。官僚時代には文部省 NO.1 の論客でなし、ゆとり教育の広報を担った。福岡県福岡市出身

公立学校の教員に残業代を認めていない教員給与特別措置法（給特法）の見直しに向け、文部科学省が検討を始めた。ブラック労働視されるほど厳しい教員の勤務実態への不満が高まる中、残業手当の代替措置として給料月額4%を一律支給する「教職調整額」制度の是非が、約半世紀ぶりに議論されることになる。

昨年6月に連合総研が行った調査だと、教員の1カ月の時間外勤務は123時間16分に達しているという。労働基準法に基づく「上限45時間」を大幅に上回るだけでなく、月80時間が目安の、いわゆる「過労死ライン」も超えているわけだ。たしかに、これでは現状を放置しているわけにいくまい。見直しが必要なのはよくわかる。

ただその際、従来の制度の成り立ちについて、きちんと理解しておく必要がある。

給特法は、それまで教員にも適用されていた労働基準法では自発性や創造性が必要な教員業務の勤務時間管理が難しいこともあり、時間外手当請求訴訟が相次いだために制定された特別措置法だ。1966年に文部省（当時）の行った実態調査結果で平均超過勤務が月8時間とされたのを基準に教職調整額を決めたとされる。

月8時間？ これに疑念を呈する報道や分析が行われないのが不思議でならない。月8時間なら週2時間、当時は6日勤務だから日に20分という計算になるではないか。わたしの様に1960年代に児童として小学校生活を送っていた身としては、全く実感と違う。同年代で親が教員だった方に聞いても、皆さん、そんなバカな、という反応だ。親は休日も学校へ行っていたし、家でも採点や明日の授業の準備をしていた、と。

では、何故「8時間」だったのか。そこをもう一度よく考えるべきである。当時の教員も相当な長時間労働をしていたはずだ。少額ながら手当が出ていたとはいえ、60年代まで

は宿直勤務も一般的だった。おそらく彼らは、子どもに関わる仕事を「時間外労働」とは認識せず、その他の業務の分を申告したのではなかろうか。

だから、現在の教員もそうしろ、と言いたいのではない。

なぜ昔の教員は仕事にそれだけの誇りを持ち得たのかに思いを致したいのだ。もしその背景に、彼らが感じていた「教師冥利に尽きる働き甲斐」があったのだとしたら、文部科学省や教育委員会は、それを取り戻せるような方向で教員の働き方を再編成し、国民に対しては教員の仕事の価値を積極的にアピールすべきだろう。

それをしないまま、給特法を改正し給与面での待遇改善を行ったとしても、教員やそれを志す若者を奮い立たせ、職務に打ち込む気持ちにさせるまでには至らないだろう。教員という仕事には、他の職種にはない特別な価値があるということ、社会全体の共通認識にしていかなければ、日本の学校教育の未来はおぼつかない。

教育行政関係者も、そして政治家たちも、これを強く意識してもらいたいと思う。